2018年7月12日

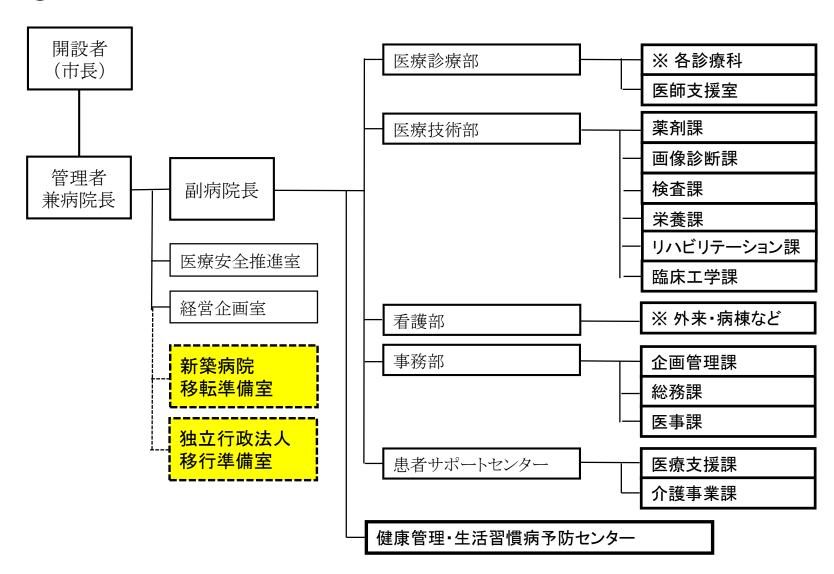
野洲市民病院整備特別委員会

<野洲市民病院の職員体制と採用等について>

野洲市 政策調整部 市民病院整備課

1. 組織案及び人事配置想定について

① 市立病院組織案



② 職員配置想定 <正規職員のみ>

医療診療部	各診療科	別途	医師
	医師支援室	3名	事務職
医療技術部	薬剤課	6名	薬剤師
	画像診断課	6名	放射線技師
	検査課	6名	臨床検査技師、視能訓練士
	栄養課	3名	管理栄養士
	リハビリテーション課	35名	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
	臨床工学課	4名	臨床工学技士
看護部	外来・病棟など	130名	看護師、看護助手
事務部	企画管理課	5名	事務職
	総務課	5名	事務職
	医事課	18名	事務職
患者サポート	医療支援課	6名	事務職、社会福祉士など
	介護事業課	5名	ケアマネージャー、社会福祉士など
健康管理センター	_	2名	事務職

- 配置は現時点の想定であり、**職員採用状況により多少の変動**が生じる。
- ○部長、副部長級職員の員数は含んでいない。
- ○非正規職員は含んでいない。
- 職員が複数課兼務することを想定しているが、員数は主たる課で積算している。

(事務職、看護師、理学療法士など)

○ 介護事業課職員は収支計画の職員数には含まれない。

③ 職員定数(収支計画)上の設定及び現状の野洲病院との比較

立	邓 課 名	想定員数	収支計画	現野洲病院
医療診療部	各診療科	別途	25名	20名
	医師支援室	3名	0名	3名
医療技術部	薬剤課	6名	6名	5名
	画像診断課	6名	6名	7名
	検査課	6名	6名	6名
	栄養課	3名	3名	3名
	リハビリテーション課	35名	33名	36名
	臨床工学課	4名	4名	3名
看護部	外来・病棟など	130名	150名	115名
事務部	企画管理課	5名	5名	6名
	総務課	5名	7名	5名
	医事課	18名	16名	18名
患者サポート	医療支援課	6名	7名	6名
	介護事業課	5名	_	17名
健康管理センタ	_	2名	2名	6名
	合 計	(234名)	270名	256名

- 収支計画上の事務職については、暫定配置である。看護部に看護助手が含まれる。
- 現野洲病院の職員数は、平成30年4月1日現在の常勤職員数である。なお、所属毎の配置については、現野洲病院組織を類推し市立病院組織に置き換えている。

2. 職員採用方針と募集概要について

① 職員採用方針

- **全職員を公募**とし、平成31年7月1日採用とする。(新卒者を除く)
- 医師の採用については、別途調整する。
- 新組織のため、職員を職種毎に「課長級及び係長級」と「一般職」に分けて募集する とともに年齢要件を緩和する。
- 市民生活に密着した地域医療を実現するため、**野洲病院で医療従事**した期間及び 実績について、**採用試験において一定の優遇措置**を実施する。 <経歴点加算>

② 募集する職種と人員 <試験区分及び採用予定人数>

看護師	115名	作業療法士	10名
薬剤師	6名	言語聴覚士	5名
放射線技師	6名	臨床工学技士	4名
臨床検査技師	5名	社会福祉士	4名
視能訓練士	1名	ケアマネージャー	4名
管理栄養士	3名	事務職	36名
理学療法士	20名	看護助手	15名

- 募集人員のうち、1/3程度を「課長級及び係長級」職員として募集する。 (視能訓練士、社会福祉士、ケアマネージャー、看護助手を除く)
- 看護師については、8名程度を「師長級」として募集する。(有資格者は別途調整)

③ 受験資格等

<課長級及び係長級> ※看護師除く

☆薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、臨床工学技士

- 受験資格
 - ・昭和34年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者。
 - ・各職種に必要な資格を有し、その業務に従事した職務経験を10年以上有する者。
- 試験内容と配点
 - •論文 〈配点20点〉
 - ・面接 〈配点80点〉 医療従事の経歴、実績確認を含む

☆事務職

- 受験資格
 - ・昭和34年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者
 - ・医療関係業務に従事した職務経験を15年以上有する者。
- 試験内容と配点
 - •一般教養〈配点20点〉
 - ・論文 〈配点20点〉
 - ・面接 〈配点60点〉 *医療従事の経歴、実績確認を含む*

<一般職> ※看護師除く

☆薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、管理栄養士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、社会福祉士、ケアマネージャー

- 受験資格
 - ・昭和44年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、各職種に必要な資格を有する者。
 - ・上記にかかわらず、申込み時点において野洲病院で勤務している者。
- 試験内容と配点
 - ・論文 〈配点30点〉
 - ・面接 〈配点70点〉 医療従事の経歴、実績確認を含む

☆事務職

- 受験資格
 - ・昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、医療関係業務又は公務に従事した職務経験を3年以上有する者。
 - ・上記にかかわらず、申込み時点において野洲病院で勤務している者。
- 試験内容と配点
 - •一般教養〈配点30点〉
 - ・論文 〈配点20点〉
 - ・面接 〈配点50点〉 *医療従事の経歴、実績確認を含む*

☆看護助手

- 受験資格
 - ・昭和34年4月2日以後に生まれた者で、医療関係業務に従事した職務経験を1年以上有する者。
- 試験内容と配点
 - •面接 〈配点100点〉

☆看護師

<師長級>

- 受験資格
 - ・昭和34年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者。
 - ・看護師免許取得者で、師長としての経験を有する者。
- 試験内容と配点
 - •論文 〈配点20点〉
 - ・面接 〈配点80点〉 医療従事の経歴、実績確認を含む

<一般職> ※有資格者含む

- 受験資格
 - ・昭和34年4月2日以後に生まれた者で、看護師免許取得者。
- 試験内容と配点
 - ・論文 〈配点20点〉
 - ・面接 〈配点80点〉 医療従事の経歴、実績確認を含む

<一般職>【新卒者】

- 受験資格
 - ・看護師免許を来春取得見込みの者。
- 試験内容と配点
 - •一般教養〈配点30点〉
 - •論文 〈配点20点〉
 - •面接 〈配点50点〉

平成31年4月1日採用予定 市立病院開院までの間、他病院 (公立又は民間)へ研修派遣を想定

④ 採用手順(スケジュール)

☆全職種共通 看護師新卒者対象を除く

- 全体説明会
 - •日時、会場等〈調整中〉
 - •病院概要、試験案内、採用及び給与等説明
- 個別相談会
 - ・事前予約制(1人15分程度)、採用及び給与等の個別案内
- 試験について
 - ・受験資格を満たしていれば、「課長級及び係長級」と「一般職」の併願可。
 - ・ただし、「課長級及び係長級」試験を合格した場合は、「一般職」試験を辞退すること。
 - ・試験は職種ごとの実施とし、原則複数日の設定予定

	課長級及び係長級 一般職		
全体説明会	8月.	上旬	
個別相談会	8月~9月上旬		
試験申込期間	8月下旬~9月上旬	9月中旬~9月下旬	
試験日	9月中旬	10月上旬	
結果発表	9月下旬 10月中旬		

☆看護師【新卒者】

- 受験資格
 - 看護師免許を来春取得見込みの者。
- 試験申込期間

- 試験日
- -8月1日(水)~16日(木) 午後5時まで
- •8月20日(月) 時間別途指定

3. 給与制度骨格(案)について

- ① 給与制度策定にかかる基本的な考え方 <原則>
 - 経営可能な給与水準とすること
 - 独立行政法人への移行を見据えた給与体系とすること
 - 職員の能力・実績・意欲などが給与に反映できる仕組みとすること
 - 可能な限りシンプルな構成とすること

② 給料表

- 事務・医療技術職
- ○看護職
- 技能労務職
 - ※ 医師職給料表は別途調整

③ 本給の構成

本給 = 経験給 + 職種給 + 役職給

- 経験給(年齢給、生活給)
- 職種給(各職種により加算)
- 役職給(職階に応じて加算)
- ・・・ 給料表に基づく
- ・・・ 各職種毎に設定
- ・・・経験給を基に所定割合で加算

③-1 経験給

事務職•技術系職員

◎給料表に基づく(別表1)

▼1級(主事)

日常業務の補佐の一人としての役割を果たす水準

▼2級(主事)

時に上司や先輩の支援を受けながらも概ね担当業務は独力で遂行できる水準

▼3級(主任)

担当業務を独力で遂行できる水準

▼4級(主査、係長)

担当業務を独力で遂行するとともに、下級者、後輩に対して具体的な指導ができる水準

▼5級(主幹、課長補佐)

所属長の方針に従って業務を推進し、統括業務を円滑に推進。また、上司の補佐を担い、時には代理できる水準。

▼6級(課長)

病院の方針に従って部署の業務、人員、物品、経費、情報等を管理統括し、部署運営の責任を負う。

▼6級(副部長)

病院の方針に従って部署の業務、人員、物品、経費、情報等を管理統括し、部署運営の責任を負う。また、部長の補佐を担い、時には代理できる。

▼7級(部長、管理監)

経営責任を共有し、病院全体の視点に立って病院経営に参画

看護師

◎給料表に基づく(別表1)

▼1級(准看護師・看護師)

准看護師として、或いは看護師として日常業務の補佐の一人としての役割を果たす水準

▼2級(看護師)

時に上司や先輩の支援を受けながらも概ねの担当業務は独力で遂行できる水準

▼3級(看護師)

担当業務を独力で遂行できる水準

▼4級(主任)

担当業務を独力で遂行するとともに、下級者、後輩に対して指導ができる水準

▼4級(主任級)(主査級)

認定看護師の資格を有し、その資格を活かした職務を独力で遂行できる水準

▼5級(副師長)(課長代理級)

所属長の方針に従って業務を推進し、統括業務を円滑に推進。また、上司の補佐を担い、時には代理できる水準。

▼6級(師長・課長)

病院の方針に従って部署の業務、人員、物品、経費、情報等を管理統括し、部署運営の責任を負う。

▼6級(副部長)

病院の方針に従って部署の業務、人員、物品、経費、情報等を管理統括し、部署運営の責任を負う。また、部長の補佐を担い、時には代理できる水準。

▼7級(部長、管理監)

経営責任を共有し、病院全体の視点に立って病院経営に参画

③-2 職種給

- ◎給料表を共通とした職種があるため、職種間の給料を差別化
- ◎他病院との賃金格差が生じた場合、給料表改定による対応をせず、職種単位で実施することを想定。
- ◎世代間格差が生じた場合は、級別に「特別昇給」又は「延伸」により対応。

○ 放射線技師	* **	,	○ 作業療法士○ 言語聴覚士○ 薬剤師○ 看護師○ 看護師 (手術室担当)○ 准看護師○ 看護助手	20,000円 20,000円 40,000円 10,000円 20,000円 5,000円 3,000円
---------	------	---	---	---

③-3 役職給

◎役職に応じて下記のとおり加算

○ 主任○ 主査、副師長○ 主査、副師長○ 主幹、課長補佐課長代理経験給×10%経験給×15%	○ 課長、師長○ 副部長○ 部長	経験給×20% 経験給×25% 別に定める
---	--	-----------------------------

④ 初任給決定と前歴加算の考え方

<一般職>

◎事務職、医療技術職

高校卒 1級 1号給

短大卒 1級 9号給

短大3卒 1級13号給

大学卒 1級17号給

大学院卒 1級23号給

◎看護師

短大卒 1級31号給 短大3卒 1級35号給

大学卒 1級39号給

◎准看護師

養成所卒 1級 1号給

◎看護助手

1号給

<課長級及び係長級>

◎ 採用時に役職決定し、想定最少年齢号給(1号給)から、経験年数(前歴)分相当の号給を加算して決定。

【前歴加算の考え方】

- 医療関係に従事 1年に対し3号給加算

・その他企業 1年に対し2号給加算

・無職の期間 1年に対し1号給加算

なお、特に医療従事者としてのキャリアを評価すべき期間があった場合は、その年数に1号給を乗じ加算して調整する。また、以上に限らず、他の職員と著しく均衡を欠く場合にも別途調整する。(看護助手については別途定める)

⑤ モデル賃金

◎事務職

	職階	経験給	職種給	役職給	本 給	年間支給額
	(役職)	⟨₩1⟩	(職種調整)	(役職加算)	(月額)	⟨₩2⟩
22歳	1級主事【初任給】	167,000	3,000		170,000	2,788,000
25歳	2級主事	181,000	3,000		184,000	3,017,600
30歳	主任 2級主事	201,000 196,000	3,000 3,000	10,050	214,050 199,000	3,510,420 3,263,600
35歳	主査、係長主任	221,000 216,000	3,000 3,000	22,100 10,800	246,100 229,800	4,036,040 3,768,720
40歳	主幹、課長補佐 主査、係長	247,000 236,000	3,000 3,000	37,050 23,600	287,050 262,600	4,707,620 4,306,640
45歳	課長 主幹、課長補佐 主査、係長	267,000 262,000 250,500	3,000 3,000 3,000	53,400 39,300 25,050	323,400 304,300 278,550	5,303,760 4,990,520 4,568,220
50歳	副部長課長	282,000 282,000	3,000 3,000	70,500 56,400	355,500 341,400	5,830,200 5,598,600
55歳	副部長課長	293,500 293,500	3,000 3,000	73,375 58,700	369,875 355,200	6,065,950 5,825,280

^{※1} 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

^{※2} 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、 時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

◎医療技術職 (例;薬剤師)

	職階	経験給	職種給	役職給	本 給	年間支給額
	(役職)	⟨¾1⟩	(職種調整)	(役職加算)	(月額)	⟨¾2⟩
22歳	1級主事【初任給】	167,000	40,000		207,000	3,394,800
24歳	1級主事【初任給】	173,000	40,000		213,000	3,493,200
25歳	2級主事	181,000	40,000		221,000	3,624,400
30歳	主任 2級主事	201,000 196,000	40,000 40,000	10,050	251,050 236,000	4,117,220 3,870,400
35歳	主査、係長主任	221,000 216,000	40,000 40,000	22,100 10,800	283,100 266,800	4,642,840 4,375,520
40歳	主幹、課長補佐 主査、係長	247,000 236,000	40,000 40,000	37,050 23,600	324,050 299,600	5,314,420 4,913,440
45歳	課長 主幹、課長補佐 主査、係長	267,000 262,000 250,500	40,000 40,000 40,000	53,400 39,300 25,050	360,400 341,300 315,550	5,910,560 5,597,320 5,175,020
50歳	副部長課長	282,000 282,000	40,000 40,000	70,500 56,400	392,500 378,400	6,437,000 6,205,760
55歳	副部長課長	293,500 293,500	40,000 40,000	73,375 58,700	406,875 392,200	6,672,750 6,432,080

^{※1} 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

^{※2} 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、 時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

◎看護師

	職階	経験給	職種給	役職給	本 給	年間支給額
	(役職)	⟨¾1⟩	(職種調整)	(役職加算)	(月額)	⟨¾2⟩
22歳	1級看護師【初任給】	199,000	10,000		209,000	3,427,600
25歳	2級看護師	211,000	10,000		221,000	3,624,400
31歳	3級看護師	231,000	10,000		241,000	3,952,400
35歳	主任 3級看護師	247,000 243,000	10,000 10,000	12,350	269,350 253,000	4,417,340 4,149,200
40歳	副師長、主査級(認定) 主任 3級看護師	265,000 262,000 258,000	10,000 10,000 10,000	26,500 13,100	301,500 285,100 268,000	4,944,600 4,675,640 4,395,200
45歳	師長 副師長、主査級(認定) 主任 3級看護師	297,000 280,000 277,000 273,000	10,000 10,000 10,000 10,000	59,400 28,000 13,850	366,400 318,000 300,850 283,000	6,008,960 5,215,200 4,933,940 4,641,200
50歳	師長 3級看護師	312,000 288,000	10,000 10,000	62,400	384,400 298,000	6,304,160 4,887,200
55歳	師長 3級看護師	320,500 296,500	10,000 10,000	64,100	394,600 306,500	6,471,440 5,026,600

^{※1} 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

^{※2} 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、 時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

- ⑥ 手当ての種類と支給額設定の考え方
 - ◎手当一覧表を参照(別表2)
 - ▼生活補助給付(扶養手当、通勤手当、住居手当など)

市の制度に準じて設定

- ▼超過勤務等一般基準給付(時間外勤務手当、休日勤務手当など) 市の制度に準じて設定
- ▼医療現場の特殊性に伴う給付(夜勤手当、死体処理手当など) 民間病院事例を参考に設定
- ▼その他

<期末・勤勉手当>

期末・勤勉手当基礎額等の考え方は民間病院事例を参考に設定 支給月数については、市立病院の期間は市に準じた制度とし、独立行政法人 移行後は法人が定める。

く退職手当>

市立病院の期間は市に準じた制度とし、独立行政法人移行後は法人が定める。

事務•医療技術職給料表

	1	2	3	宋1又刊 明 和 不 十	5	6	7
	ı		3	4 → ★			7 *n =
	主事	主事	主任	主査	主幹	課長	部長
	151.000	101 000	004 000	係長	課長補佐	副部長	管理監
1	151,000	181,000	201,000	221,000	241,000	261,000	
2	152,000	182,000	202,000	222,000	242,000	262,000	
3	153,000	183,000	203,000	223,000	243,000	263,000	
4	154,000	184,000	204,000	224,000	244,000	264,000	
5	155,000	185,000	205,000	225,000	245,000	265,000	
6	156,000	186,000	206,000	226,000	246,000	266,000	
7	157,000	187,000	207,000	227,000	247,000	267,000	
9	158,000	188,000	208,000	228,000	248,000	268,000	
10	159,000	189,000	209,000	229,000	249,000	269,000	
-	160,000	190,000	210,000	230,000	250,000	270,000	
11	161,000	191,000	211,000	231,000	251,000	271,000	
12 13	162,000	192,000	212,000 213,000	232,000	252,000 253,000	272,000 273,000	
14	163,000 164,000	193,000 194,000		233,000 234,000	253,000		
15	165,000	194,000	214,000 215,000	234,000	255,000	274,000 275,000	
16	166,000	196,000	216,000	236,000	256,000	275,000	
17	167,000	196,000	217,000	236,000	257,000	276,000	
18	168,000	198,000	217,000	238,000	258,000	277,000	
19	169,000	199,000	219,000	239,000	259,000	279,000	
20	170,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	別
21	171,000	201,000	221,000	241,000	261,000	281,000	נית
22	172,000	202,000	222,000	242,000	262,000	282,000	
23	173,000	203,000	223,000	243,000	263,000	283,000	に
24	174,000	204,000	224,000	244,000	264,000	284,000	
25	175,000	205,000	225,000	245,000	265,000	285,000	
26	176,000	206,000	226,000	246,000	266,000	286,000	定
27	177,000	207,000	227,000	247,000	267,000	287,000	
28	178,000	208,000	228,000	248,000	268,000	288,000	め
29	179,000	209,000	229,000	249,000	269,000	289,000	u)
30	180,000	210,000	230,000	250,000	270,000	290,000	
31	180,500	210,500	230,500	250,500	270,500	290,500	る
32	181,000	211,000	231,000	251,000	271,000	291,000	
33	181,500	211,500	231,500	251,500	271,500	291,500	
34	182,000	212,000	232,000	252,000	272,000	292,000	
35	182,500	212,500	232,500	252,500	272,500	292,500	
36	183,000	213,000	233,000	253,000	273,000	293,000	
37	183,500	213,500	233,500	253,500	273,500	293,500	
38	184,000	214,000	234,000	254,000	274,000	294,000	
39	184,500	214,500	234,500	254,500	274,500	294,500	
40	185,000	215,000	235,000	255,000	275,000	295,000	
41	185,500	215,500	235,500	255,500	275,500	295,500	
42	186,000	216,000	236,000	256,000	276,000	296,000	
43	186,500	216,500	236,500	256,500	276,500	296,500	
44	187,000	217,000	237,000	257,000	277,000	297,000	
45	187,500	217,500	237,500	257,500	277,500	297,500	
46	188,000	218,000	238,000	258,000	278,000	298,000	
47	188,500	218,500	238,500	258,500	278,500	298,500	
48	189,000	219,000	239,000	259,000	279,000	299,000	
49	189,500	219,500	239,500	259,500	279,500	299,500	
50	190,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	

看護職給料表

			1月1	隻職給料表			
	1	2	3	4	5	6	7
	准看護師	≠ =#6T	≠ =# 6 T	主任	副師長	課長	部長
	看護師	看護師	看護師	主査級	課長代理	副部長	管理監
1	161,000	211,000	231,000	241,000	256,000	291,000	日子皿
2	162.000	212,000	232,000	242,000	257,000	292,000	-
3	163,000	213.000	233,000	243,000	258.000	293,000	
4	164,000	214,000	234,000	244,000	259,000	294,000	-
5	165,000	215,000	235,000	245,000	260,000	295,000	-
6	166,000	216,000	236,000	246,000	261,000	296,000	=
7	167,000	217,000	237,000	247,000	262,000	297,000	
8	168,000	218,000	238,000	248,000	263,000	298,000	
9	169,000	219,000	239,000	249,000	264,000	299,000	
10	170,000	220,000	240,000	250,000	265,000	300,000	
11	171,000	221,000	241,000	251,000	266,000	301,000	
12	172,000	222,000	242,000	252,000	267,000	302,000	
13	173,000	223,000	243,000	253,000	268,000	303,000	
14	174,000	224,000	244,000	254,000	269,000	304,000	
15	175,000	225,000	245,000	255,000	270,000	305,000	
16	176,000	226,000	246,000	256,000	271,000	306,000	
17	177,000	227,000	247,000	257,000	272,000	307,000	
18	178,000	228,000	248,000	258,000	273,000	308,000	別
19	179,000	229,000	249,000	259,000	274,000	309,000	
20	180,000	230,000	250,000	260,000	275,000	310,000	1-
21	181,000	230,500	251,000	261,000	276,000	311,000	15
22	182,000	231,000	252,000	262,000	277,000	312,000	
23	183,000	231,500	253,000	263,000	278,000	313,000	定
24	184,000	232,000	254,000	264,000	279,000	314,000	
25	185,000	232,500	255,000	265,000	280,000	314,500	
26	186,000	233,000	256,000	266,000	281,000	315,000	め
27	187,000	233,500	257,000	267,000	282,000	315,500	
28	188,000	234,000	258,000	268,000	283,000	316,000	
29	189,000	234,500	259,000	269,000	284,000	316,500	る
30	190,000	235,000	260,000	270,000	285,000	317,000	
31	191,000	235,500	261,000	271,000	286,000	317,500	
32	192,000	236,000	262,000	272,000	287,000	318,000	-
33	193,000	236,500	263,000	273,000	288,000	318,500	-
34	194,000	237,000	264,000	274,000	289,000	319,000	-
35	195,000	237,500	265,000	275,000	290,000	319,500	-
36	196,000	238,000	266,000 267,000	276,000	291,000	320,000	=
37	197,000	238,500		277,000	292,000 293.000	320,500	-
39	198,000 199,000	239,000 239,500	268,000 269,000	278,000 279,000	294,000	321,000 321,500	-
40	200,000	240,000	270,000	280,000	295,000	322,000	-
41	201,000	240,500	270,000	281,000	296,000	322,500	=
42	202,000	241,000	271,000	282,000	297,000	323,000	=
43	203.000	241,500	273.000	283.000	297,500	323,500	-
44	204,000	242,000	274,000	284,000	298,000	324,000	-
45	205,000	242,500	275,000	285,000	298,500	324,500	-
46	206.000	243,000	276,000	286,000	299,000	325,000	
47	207.000	243,500	277,000	287,000	299,500	,	_
48	208,000	244,000	278,000	288,000	300,000	1	
49	209,000	244,500	279,000	289,000	300,500	1	
50	210,000	245,000	280,000	290,000	301,000		
51	210,500	245,500	281,000	291,000	301,500		
52	211,000	246,000	282,000	292,000	302,000		
53	211,500	246,500	283,000	293,000	302,500		
54	212,000	247,000	284,000	294,000	303,000		
55	212,500	247,500	285,000	294,500	303,500		
56	213,000	248,000	286,000	295,000	304,000		
57	213,500	248,500	287,000	295,500	304,500	_	
58	214,000	249,000	288,000	296,000	305,000	_	
59	214,500	249,500	289,000	296,500	305,500	4	
60	215,000	250,000	290,000	297,000	306,000	-	
61 62	215,500 216,000	250,500 251,000	290,500 291,000	297,500 298,000	306,500 307,000	-	
63	216,500	251,500	291,000	298,500	307,500	1	
64	217,000	252,000	292,000	299,000	308,000		
65	217,500	252,500	292,500	299,500	308,500		
66	218,000	253,000	293,000	300,000	309,000		
67	218,500	253,500	293,500	300,500	309,500	-	
68	219,000 219,500	254,000	294,000 294,500	301,000 301,500	310,000		
69 70	219,500	254,500 255,000	294,500	301,500	1		
71	220,500	255,500	295,500	302,500	1		
72	221,000	256,000	296,000	303,000	1		
73	221,500	256,500	296,500	303,500			
74	222,000	257,000	297,000	304,000	4		
75	222,500	257,500	297,500	304,500	-		
76 77	223,000	258,000 258,500	298,000	305,000	J		
78	223,500 224,000	258,500	298,500 299,000	1			
79	224,500	259,500	299,500	1			
80	225,000	260,000	300,000				
				_			

技能労務職給料表

_		
1	131,000	
2	132,000	
3	133,000	
4	134,000	
5	135,000	
6	136,000	
7	137,000	
8	138,000	
9	139,000	
10		
-	140,000	
11	141,000	
12	142,000	
13	143,000	
14	144,000	
15	145,000	
16	146,000	
17	147,000	
18	148,000	
19	149,000	
20	150,000	
21	151,000	
22	152,000	
23	153,000	
24	154,000	
25	155,000	
26	156,000	
27	157,000	
28	158,000	
29	159,000	
30	160,000	
31	161,000	
32	162,000	
33	163,000	
34	164,000	
35	165,000	
36	166,000	
37	167,000	
38	168,000	
39	ì	
	169,000	
40	170,000	
41	171,000	
42	172,000	
43	173,000	
44	174,000	
45	175,000	
46	176,000	
47	177,000	
48	178,000	
49	179,000	
50	180,000	

技能	労務職給料
51	181,000
52	182,000
53	183,000
54	184,000
55	185,000
56	186,000
57	187,000
58	188,000
59	189,000
60	190,000
61	191,000
62	192,000
63	193,000
64	194,000
65	195,000
66	196,000
67	197,000
68	198,000
69	199,000
70	200,000
71	201,000
72	202,000
73	203,000
74	204,000
75	205,000
76	206,000
77	207,000
78	208,000
79	209,000
80	210,000
81	211,000
82	212,000
83	213,000
84	214,000
85	215,000
86	216,000
87	217,000
88	218,000
89	219,000
90	220,000
91	221,000
92	222,000
93	223,000
94	224,000
95	225,000
96	226,000
97	227,000
98	228,000
99	229,000
100	220,000

100

230,000

101	231,000	
102	232,000	
103	233,000	
104	234,000	
105	235,000	
106	236,000	
107	237,000	
108	238,000	
109	239,000	
110	240,000	
111	241,000	
112	242,000	
113	243,000	
114	244,000	
115	245,000	
116	246,000	
117	247,000	
118	248,000	
119	249,000	
120	250,000	

(生活補助給付)

	扶養親族のある職員
┃ ┃ 扶養手当	・子(~22歳年度末):10,000
沃食ナヨ 	・子以外:6,500
	※子(16歳年度初め~22歳年度末)5,000円加算
	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
住居手当	・月額23,000円以下の家賃:家賃の月額から12,000円を控除した額
	・月額23,000円を超える家賃:家賃の月額から23,000円控除した額の 2分の1(16,000円限度)に11,000円を加算した額
运带主业	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例 とする職員
通勤手当	・交通機関等の利用者:1ヶ月~55,000
	・自動車等の交通用具使用者:1ヶ月2,000~31,600

(超過勤務等一般基準給付)

	正規の勤務時間を超えて勤務した職員
時間外勤務手	勤務1時間当たりの給与額に下記の割合を乗じて得た額
当	・正規の勤務時間が割り振られた日における勤務:100分の125
	・上記以外の勤務:100分の135
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員
	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員
	勤務1時間当たりの給与額の100分の25

(その他)

期末手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員
州木丁ョ	期末手当基礎額:別途調整
勤勉手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員
勤炮于3 	勤勉手当基礎額:別途調整
退職手当	別途調整

(医療現場の特殊性に伴う給付)

(医療現場の特殊性に伴う給付)						
	宿日直を行った職員					
	【医師】 当直:(平日)30,000、(土日祝日)40,000					
	※輪番日は5,000円加算					
	半日直:(平日・土日午前)20,000、(土日午後)30,000					
宿日直手当	日直: 50,000					
	【医師以外】 外来当直:10,000					
	管理当直:13,000					
	事務当直:7,000					
	(当直専任:1,000)					
死体処理作業	患者の死体処理に従事した職員					
手当	1件:1,000					
放射線取扱手	放射線技師以外で放射線取扱業務の補助に従事した職員					
当	1日:300					
	病棟または透析室に勤務する職員					
 夜間看護等手	·準夜勤(14:30~23:00):2,000					
校间有設守于 当	・準夜勤(16:30~1:00):6,000					
	•深夜勤(0:30~9:00):7,000					
	※看護助手の場合、上記の金額の50/100					
	緊急の医療業務に従事するため自宅待機を命ぜられた職員					
待機手当	平日:1,000					
	土日祝日: 2,000					
 緊急呼出手当	正規の勤務時間外・週休日・休日に患者の急変・救急患者等に対応 するため、呼出を受け、業務に従事した職員					
	1回:2,000					
	交替勤務による早出・遅出勤務をした職員					
	【臨床工学技士】 7:30までに出勤:700					
早出遅出手当	【看護師又は看護助手】 6:45までに出勤:1,000					
	20:00以降に退勤:1,000					
年末年始勤務	12/29から翌年の1/3までの間に勤務を命ぜられた職員					
手当	1回:5,000(半日の場合50/100)					
	土日祝日にリハビリ業務に従事した職員					
祝日出勤手当	1回:2,500					
L	ı					

各種手当比較表

市立野洲病院(案)		野洲病院		他市公立病院		
手当名	手当内容	手当名	手当内容	手当名	手当内容	備考(考察、影響など)
于 3 位	支給額(円)	十 目和	支給額(円)	7 = 4	支給額(円)	
(生活補助給						
	扶養親族のある職員		扶養親族のある職員 (同居し健康保険の被扶養者対象である親 族)		扶養親族のある職員	生活補助給的手当は、病院だからという特殊性の考慮は不要。市立化するにあたり、市職員と同じ基準とする。
扶養手当	・扶養親族たる子(~22歳年度末):10,000・扶養親族たる子以外:6,500子(16歳年度初め~22歳年度末)5,000加算		•配偶者:16,000 •配偶者以外:5,500 •配偶者以外(3人目以降):1,000	扶養手当	 ・扶養親族たる子(~22歳年度末):10,000 ・扶養親族たる子以外:6,500 子(16歳年度初め~22歳年度末)5,000加算 	《野洲病院との比較》 配偶者に対する手当は減額。 子に対する手当は増額(特定期間の子 はさらに加算) 同居を条件としない。 23~59歳の親族は対象外。
	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000円を超える家賃を支払っている職員	住宅手当	持家又は借家・借間に居住する職員	住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支 払っている職員	《野洲病院との比較》 持ち家の職員は対象外。 借家・借間に居住する職員は、限度額 増額。計算に用いる額も増額。
住居手当	・月額23,000円以下の家賃:家賃の月額から 12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃:家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円 限度)を11,000円に加算した額		 ・持家4,000 借家・借間に居住 ・月額21,000円以下の家賃、間代:(家賃月額-11,000円) ・月額21,001円以上の家賃、間代:(家賃月額-21,000円)/2+10,000円 上限25,000円 		・月額23,000円以下の家賃:家賃の月額から 12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃:家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円 限度)を11,000円に加算した額	
	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員(片道2km以上)		通勤のため、交通機関等を利用又は自動車 等を使用することを常例とする職員		通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員(片道2km以上)	《野泖病院との比較》
通勤手当	・交通機関等の利用者:1ヶ月当たり~55,000・自動車等の交通用具使用者:月額2,000~31,600	通勤手当	・交通機関等を利用:定期代実費・自動車等を使用:3,300~20,900(2km~40km以上、5km単位)	通勤手当	 ・交通機関等の利用者:1ヶ月当たり~ 55,000 ・自動車等使用者:月額3,900~32,800 ・自転車:月額2,500~16,600 	自転車で通勤する職員も対象となる。 交通用具使用者は、5km単位の支給額 および限度額増額。

市立野洲病院(案)		野洲病院		他市公立病院		
手当名	手当内容	手当名	手当内容	手当名	手当内容	備考(考察、影響など)
十ヨ右	支給額(円)	十ヨ名	支給額(円)	十当名	支給額(円)	
(超過勤務等	一般基準給付)					
	正規の勤務時間を超えて勤務した職員		所定就業時間をこえて勤務した者(医師以外課長級未満)		正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員 週休日等の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	
時間外勤務手 当	勤務1時間当たりの給与額に下記の割合を 乗じて得た額 正規の勤務時間が割り振られた日における 勤務:100分の125 上記以外の勤務:100分の135	時間外勤務手 当	時間外勤務1時間につき基準時間給の25%の割増賃金 1ヶ月60時間を超える法定時間外勤務:1時間につき基準時間給の50%の割増賃金	時間外勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に下記の割合を 乗じて得た額 正規の勤務時間が割り振られた日における 勤務:100分の125 上記以外の勤務:100分の135	市職員と同じ基準とする。
	祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを 命ぜられた職員		所定休日に勤務した者	休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた職員	市職員と同じ基準とする。
	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を 乗じて得た額		休日勤務1時間につき基準時間給の35%の 割増賃金		勤務1時間当たりの給与額に100分の135を 乗じて得た額	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務することを命ぜられ た職員	深夜勤務手当	午後10時から午前5時までの深夜に就業した者	夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員	市職員と同じ基準とする。

勤務1時間当たりの給与額の100分の25

深夜勤務1時間につき基準時間給の25%の 割増賃金

勤務1時間当たりの給与額の100分の25

市立野洲病院(案)		野洲病院			他市公立病院	
手当名	手当内容	手当名	手当内容	手当名	手当内容	備考(考察、影響など)
十ヨ右	支給額(円)	于ヨ名	支給額(円)	十二年	支給額(円)	
(医療現場の	特殊性に伴う給付)					
	宿日直を行った職員		当直を行った医師・事務職・外来看護師および夜勤(当直)を行った看護副部長・看護師長への手当		(ア)入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務 (イ)看護業務の管理監督のための看護師長の当直 (ウ)救急の外来患者および入院患者に関する緊急の処理のための当直	
宿日直手当	【医師】 当直(平日):30,000 当直(土日):40,000 ※輪番日は5,000円加算 半日直(平日·午前土日):20,000 半日直(午後土日):30,000 日直(土日):50,000 【医師以外】 外来当直:10,000 管理当直:13,000 事務当直:7,000 当直専任:1,000	当直手当	【医師】 当直(輪番):35,000(平日)、45,000(土日) 当直(輪番以外):30,000(平日)、40,000(土 日) 午前半直:20,000 午後半直:20,000(平日)、30,000(土日) 日直:50,000(土日) 【医師以外】 外来当直:10,000 管理当直:13,000 事務当直:7,000(当直専任者は1,000)	宿日直手当	【医師】 当直:20,000 【看護師長】 当直:5,900 【薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師】 当直:5,900 【事務職】 当直:5,900	医師の輪番日の当直は、プラス5,000円。 医師以外の当直は、外来看護師、管理職看護師、事務職を想定。 現在野洲病院は、看護師と事務職の日直は振替休日で対応。
死体処理作業 手当	患者の死体処理に従事した職員	その他手当 (病棟看護師	死体のエンゼルケアを行う病棟看護師	死体処理作業 手当	患者の死体処理に従事した助産師、看護 師、准看護師	他市公立病院と比較(守山1,100、高島1,000)し、1,000に増額。
十ヨ	1件:1,000	エンゼルケア)	1件:500		1件:1,000	面 1,000/ O、 1,000に la id。
	放射線技師以外で放射線取扱業務の補助に従事した職員	その他手当 (外来看護師	レントゲンを行う外来看護師へ支給		X線その他の放射線を人体に照射する作業 およびその補助作業に従事した職員	対象は、放射線技師以外の職員とす
当	1日:300	レントゲン)	1件:300	当	1日:300	る。 支給額は野洲病院の額を適用。

	市立野洲病院(案)		野洲病院		他市公立病院	
手当名	手当内容	手当名	手当内容	手当名	手当内容	備考(考察、影響など)
十ヨ右	支給額(円)	十ヨ名	支給額(円)	子 ョ石	支給額(円)	
	病棟または透析室に勤務する職員	3	3交代勤務者		病院業務に従事する職員	野洲病院の現状は、夜間割増賃金を含
夜間看護等手 当	準夜(透析室)(14:30~23:00):2,000 準夜(病棟)(16:30~1:00):6,000 深夜(病棟)(0:30~9:00):7,000 準夜+深夜(16:30~9:00):13,000 ※看護助手の場合、上記の金額の50/100	準夜深夜手当	準夜(16:30~1:00):6,000 深夜(0:30~9:00):7,000 準夜+深夜(16:30~9:00):13,000 準夜(看護助手):2,500 深夜(看護助手):3,500 夜勤11回以上5,000		深夜における勤務時間が6時間以上ある場合:6,800 深夜における勤務時間が4時間以上6時間 未満である場合:3,300 深夜における勤務時間が2時間以上4時間 未満である場合:2,900 深夜における勤務時間が2時間未満である場合:2,000 1ヶ月8回を超えた場合 1回1,000円加算	がでの支給額。 透析室勤務(遅出)の職員(臨床工学技士含む)も準夜勤扱いとして対象とする。 夜間割増賃金を含んでの額とする。 他市公立病院と比較すると、手厚い金額
待機手当	緊急の医療業務に従事するため自宅待機を 命ぜられた職員 (手術室、訪問看護に勤務する職員、技術 職)	- 待機手当	手術室、訪問看護等の待機手当	 宿日直手当の 一部	救急医療確保のための正規の時間外にお ける待機勤務	野洲病院はオンコール体制をとっている。待機当番には手当支給が適当。 手術室・訪問看護以外の待機当番のある職種(画像診断課など)も適用する。 全職種同額とする。 《野洲病院との比較》 看護師(手術室)は増額。訪問看護師は土曜日増額。技術職は新たに設定し増額。
	平日:1,000 土日祝日:2,000		【手術室】 平日:500 土曜:650 日曜:850 【訪問看護】 平日:1,000 土曜:1,500 日曜:2,000		【医師(內科、小児科、産婦人科、外科、整形外科、脳神経外科、麻酔科)】 4,000 【看護師、技術職】 2,000	
	正規の勤務時間外・週休日・休日に患者の 急変、救急患者等に対応するため、呼出を 受け、業務に従事した職員		手術室、訪問看護等の呼出手当		正規の勤務時間外、週休日または休日において、患者の急変、救急患者の対応をするため、当直医または担当医からの要請により呼出を受け、心臓カテーテル、内視鏡、血管造影等に従事した管理職員	医師以外は、待機手当対象職種を想定。 勤務時間外に待機する状態に差別化不要と考え、対象職員は全て固定額とす
緊急呼出手当	医師以外:1回2,000		手術室1回:実働勤務分+3,000 画像診断課、検査課:実働勤務分+1時間 分 訪問看護:実働勤務分		2時間以内:4,000 2時間を超えるとき:6,000 この手当を支給するとき、管理職特別手当 は支給しない。	る。 《野洲病院との比較》 看護師(手術室)減額。技術職は固定 額に変更(増減不明)。訪問看護は新 たに設定し増額。 他市公立病院は、実働分の時間外手当 のみ支給、または、医師や管理職員に のみ呼出手当を設定している。

	市立野洲病院(案)		野洲病院		他市公立病院	
手当名	手当内容	手当名	手当内容	手当名	手当内容	備考(考察、影響など)
ナヨセ	支給額(円)	子 ョ石	支給額(円)	子 ョ石	支給額(円)	
	交替勤務による早出・遅出勤務をした職員		シフト制による早出・遅出勤務への手当(臨 床工学技士、看護助手、看護師の一部)			
	【臨床工学技士】 7:30までに出勤: 700 【看護師・看護助手】 6:45までに出勤: 1,000 20:00以降退勤: 1,000	早出遅出手当	~6:45に出勤:1,000 7:30~出勤:700(臨床工学技士) ~20:00勤務:1,000			他市公立病院には当該手当はない。 野洲病院の現状に合わせ特殊勤務手当 として設ける。
	12/29から翌年の1/3までの間に勤務を命ぜ られた職員		日勤(半日勤)や日当直業務に従事した職員		12月29日から翌年の1月3日の間に業務に 従事した場合	
年末年始勤務 手当	1回:5,000(半日の場合50/100)	年末年始勤務 手当		年末年始手当	【対象業務】 宿日直、病棟、透析室、リハビリテーション 室、栄養管理室、緊急呼出 6時間以内:5,000 6時間を超えるとき:10,000 (時間外勤務手当等に上乗せ支給)	≪支給方法のイメージ≫ 当直をしたら、宿日直手当に上乗せ支 給。 半日勤務をしたら、実働分の時間外手 当に上乗せ支給、もしくは、振替休日 ブラス手当支給。
祝日出勤手当	土日祝日にリハビリ業務に従事した職員	祝日出勤手当一	日祝日にリハビリを行った療法士に支給			リハビリテーション課の職員(作業療法士、理学療法士)を想定。
	1回:2,500(半日1,250)		1回2,500(半日1,250)			るは、ほ子原因エクを心定。 振替休日十手当。
(その他)				-		
	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職				6月お上び19月に職員の在職期間に広げ	

期末手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員 期末手当基礎額:別途調整	賞与	(基本給+勤続手当+職務手当)×(賞与 月数+勤勉手当月数)×出勤率	期末手当	6月および12月に職員の在職期間に応じ、 かつ、病院事業の経営状況を考慮して支給	
勤勉手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員 勤勉手当基礎額:別途調整			勤勉手当	職員の勤務成績に応じ、かつ、病院事業の 経営状況を考慮して支給する。	
退職手当	別途調整	退職金	退職金規程による	退職手当		